令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:射水市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与格差
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外	80.0%
全ての職員	63.5%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1)役職段階別

	男女の給与格差
役職段階	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	95.7%
課長相当職	101.5%
課長補佐相当職	96.3%
係長相当職	99.5%

(2)勤続年数別

	男女の給与格差
勤続年数	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
3 6 年以上	79.7%
31~35年	88.4%
26~30年	89.0%
21~25年	93.0%
16~20年	90.7%
11~15年	97.9%
6~10年	79.5%
1~5年	78.8%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当額に占める男性の割合は86.5%である。

管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当額に占める男性の割合は80%である。

勤続年数10年までは、他病院からの医師の人事異動者の影響が大きく、その影響を除いた場合の男性の給与に対する女性の給与の割合は、 $1\sim5$ 年93.5%、 $6\sim10$ 年90.2%である。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

当該職員のうち、男性は7割、女性は9割が短時間勤務であるため、女性の給与水準が低い傾向にある。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者(市長部局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会、消防本部)については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。